

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行					
別表第1 ホール等の使用料				別表第1 ホール等の使用料					
区 分		使 用 料			区 分		使 用 料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
本館施設	ホール	10,800円	12,800円	12,800円	本館施設	ホール	9,900円	11,700円	11,700円
	ドーム	6,800円	7,900円	7,900円		ドーム	6,200円	7,200円	7,200円
	リハーサル室	4,100円	4,900円	4,900円		リハーサル室	3,800円	4,500円	4,500円
	陶芸室	1,400円	1,500円	1,500円		陶芸室	1,300円	1,400円	1,400円
	創作活動室(第1)	2,800円	3,400円	3,400円		創作活動室(第1)	2,600円	3,100円	3,100円
	創作活動室(第2)	2,300円	2,700円	2,700円		創作活動室(第2)	2,100円	2,500円	2,500円
	研修室	2,800円	3,400円	3,400円		研修室	2,600円	3,100円	3,100円
	和室(第1)	2,400円	2,800円	2,800円		和室(第1)	2,200円	2,600円	2,600円
	和室(第2)	2,400円	2,800円	2,800円		和室(第2)	2,200円	2,600円	2,600円
	視聴覚室	3,400円	4,000円	4,000円		視聴覚室	3,100円	3,700円	3,700円
	視聴覚スタジオ	2,200円	2,400円	2,400円		視聴覚スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円
	音楽スタジオ	1,300円	1,400円	1,400円		音楽スタジオ	1,200円	1,300円	1,300円
	編集調整室	1,500円	1,600円	1,600円		編集調整室	1,400円	1,500円	1,500円
	付帯設備	1件、1回につき 3,000円				付帯設備	〔同左〕		
別館施設	講習室	1,500円	1,800円	1,800円	別館施設	講習室	1,400円	1,700円	1,700円
	茶室	950円	1,100円	1,100円		茶室	900円	1,000円	1,000円
	音楽室	700円	800円	800円		音楽室	650円	750円	750円
	ピアノ室	2時間につき 140円				ピアノ室	2時間につき 130円		
	多目的室	1,600円	1,900円	1,900円		多目的室	1,500円	1,800円	1,800円
	和室	700円	800円	800円		和室	650円	750円	750円
付帯設備	1件、1回につき 500円			付帯設備	〔同左〕				
付記				付記					
1 〔略〕				1 〔略〕					
2 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合の中間時間については、付記1の加算額を徴収しない。				2 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合の中間時間については、1の加算額を徴収しない。					
3 〔略〕				3 〔略〕					
4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記1又は3の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。				〔新設〕					

付 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。